

岡山空港第1駐車場管理規程

(趣旨)

第1条 岡山空港第1駐車場（以下「第1駐車場」という。）の管理及び利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 第1駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ第1駐車場を利用するものとする。

(管理者)

第3条 第1駐車場の管理は次の者が行う。

- (1)管理者名称 岡山県岡山空港管理事務所 所長
- (2)所在地 岡山市北区日応寺1277番地

(管理運営業務の委託)

第4条 管理者は、第1駐車場の管理運営業務を次の者に委託する。

- (1)委託者名称 アマノマネジメント・両備ホールディングスグループ
- (2)所在地 岡山市北区北長瀬表町三丁目19番3号

(駐車料金)

第5条 駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

駐車時間	駐車料金
① 入場から1時間まで	無料
② 1時間超	1時間ごとに100円
③ 11時間を超えて24時間まで	1,000円
④ 24時間超	24時間ごとに①、②、③により計算した額

2 利用者は、出場の際に駐車場内等に備え付けの精算機、支払機等により駐車料金を支払うものとする。

(駐車料金の減免)

第6条 第1駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車料金を減免する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（次項及び第3項において「手帳」と総称する。）の交付を受けている者又はこれらの者の付添人
- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証若しくは都道府県が交付する特定疾患医療受給者証（次項において「受給者証」と総称する。）の交付を受けている者又はこれらの者の付添人
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急車両を緊急用務のため駐車する者
- (4) その他管理者が特に必要と認める者

2 前項第1号又は第2号の規定による減免を受けようとする者は、第1駐車場係員（以下「係員」という。）に駐車券及び手帳又は受給者証を提示し、減免手続きをしなければならない。

- 3 前項にかかわらず、手帳の情報をスマートフォン用アプリ（以下「アプリ」という。）に登録している場合は、当該情報及び駐車券をアプリに対応した事前精算機に読み取らせる方法により減免を受けることができる。

（供用時間及び長期駐車の届出）

第7条 第1駐車場の供用時間は24時間とする。ただし、車両の入場は午前6時00分から午後10時00分までとする。

- 2 利用者は、連続して14日以上駐車する場合には、係員へ書面をもって届け出なければならない。

（供用休止）

第8条 駐車場管理者（以下「管理者」という。）は、次の場合には、第1駐車場の全部又は一部について、供用休止、車路の通行止及び車両の退避を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (4) その他管理者がやむを得ないと認める場合

（入場拒否）

第9条 管理者は、満車である場合は入場を停止するほか、次の場合は駐車を断り、又は車両を退去させることができる。ただし、工事車両等管理者が必要と認める車両についてはこの限りではない。

- (1) 車両全長が5.0mを超える車両
- (2) 車両全幅が2.0mを超える車両
- (3) 地上高が2.3mを超える車両
- (4) 最低地上高が13cm以下の車両
- (5) 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両
- (6) 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両
- (7) 自動車登録番号の変更があるにも関わらず、変更登録手続きが済んでいない車両
- (8) 仮登録中である車両等、車体の特定が困難な車両
- (9) 付属装置物又は積載物があり、接触により駐車場内の設備又は他の車両の損傷を発生させるおそれのある車両
- (10) 危険物、有害汚染物質その他安全若しくは衛生を害するおそれがある物又は悪臭発生若しくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両
- (11) 自動二輪車、原付自転車、足踏み自転車、小型特殊自動車、サイドカー、三輪車、バギーなどと呼称される車両

（入場及び駐車位置）

第10条 利用者は、入場する際に第1駐車場入口において駐車券を受け取り、出場するまで保管しなければならない。

- 2 利用者は、入場後、駐車枠内又は係員が指示した場所へ駐車しなければならない。
- 3 管理者は、第1駐車場の管理上必要があるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

（ほっとパーキングおかやま）

第11条 「ほっとパーキングおかやま」の駐車枠は、「「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度実施要綱（平成22年12月1日施行）」（以下、「要領」という。）にしたがって利用しなければならない。

- 2 「ほっとパーキングおかやま」の駐車枠を利用するときは、入場後、係員に申し出て、係員が指示する駐車枠へ駐車しなければならない。

- 3 要領第1条に定める利用証を所持しない者であっても、要領第5条の対象者であれば利用できるものとする。この場合、入場後、係員に申し出て、係員が指示する駐車枠へ駐車しなければならない。

(車両の通行)

第12条 利用者は、第1駐車場内での車両通行について、道路交通関係法令等及び次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 場内は、時速8キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全を確保すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出場する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識等の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第13条 利用者及びその関係者は、第1駐車場の利用に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両内に貴重品を置いたまま車両から離れないこと。
- (2) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れる場合は窓を閉め扉及びトランクを施錠して盗難防止に努めること。
- (3) 指定された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。
- (4) 駐車中の車内に乳幼児を残したまま車両から離れないこと。
- (5) 駐車中の車両に動物を放置しないこと。
- (6) 第1駐車場で喫煙及び火気を使用しないこと。
- (7) 大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間・早朝の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為等をしないこと。
- (8) 第1駐車場内において宿泊しないこと。
- (9) 第1駐車場の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えないこと。
- (10) 第1駐車場内を清潔に使用し、ビン、缶、紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌及び粗大ゴミ等を捨てないこと。
- (11) 第1駐車場内では、営業、宣伝、募金及び署名活動等の行為はしないこと。
- (12) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(交通事故等の届出)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる場合には、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

- (1) 第1駐車場で交通事故を起こした場合又は交通事故を目撃した場合
- (2) 第1駐車場の施設若しくは器物若しくは他の車両、その積載物若しくは取付物を滅失、き損若しくは汚損した場合又は目撃した場合
- (3) 第1駐車場の車両、その車両の積載物又は取付物に異常を発見した場合

(出場の拒否)

第15条 管理者は、次の場合には、駐車した車両の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出場する場合に所定の駐車料金の支払いをしないとき。

(駐車券を紛失した場合の手続)

第16条 利用者は、駐車券を紛失したときは、その旨を直ちに係員に届け出なければならない。

- 2 利用者は、届出の際に、届出事項を証明する運転免許証やその他証拠書類を提示しなければならない。

(保管責任)

第 1 7 条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出場の際に駐車券を回収して車両を出場させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(管理者の損害賠償)

第 1 8 条 管理者は、車両の保管にあたり、第 1 9 条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかった場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(免責事由)

第 1 9 条 管理者は、次に定めるものの外、第 1 駐車場内における車両の盗難、紛失若しくはき損、他の利用者若しくはその他の者の行為に起因して生じた被害、第 1 駐車場内に存在する車両若しくはその付属品若しくは積載物に起因して生じた被害又はその他第 1 駐車場内で発生した管理者の責に帰さない事由に起因して生じた損害について、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 出場遅延等の損害

(2) エアロパーツを装着した車両で入場したうえ、エアロパーツが第 1 駐車場内の設備に接触等したことによる損害

(3) 第 8 条の規定による措置による損害

(4) 第 9 条に規定する車両を駐車したことに伴う損害

(5) 第 1 0 条第 3 項の規定による措置による損害

(6) 第 1 2 条の規定に違反して走行したことによる損害

(7) 利用者の自己過失による損害

(8) 台風・風水害・地震・火災・落雷等、自然災害その他不可抗力による損害

(9) 無断駐車又は他の車両等に入場若しくは出場を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により生じた損害

(10) 利用者間のトラブルや第三者とのトラブルにより生じた損害

(11) 管理者の責によらない事由による出場不能により生じた損害

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第 2 0 条 管理者は、第 1 駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(利用者の賠償責任)

第 2 1 条 利用者が本規程若しくは第 1 駐車場内に掲出された注意事項等に違反した場合又は故意若しくは過失により駐車場の設備若しくは機器を破損した場合は、それにより管理者が被った損害（その結果第 1 駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した駐車料金を含む。）に対し利用者は賠償しなければならない。

(放置車両の処分)

第 2 2 条 管理者は、「岡山県快適な環境の確保に関する条例」（平成 1 3 年岡山県条例第 7 4 号）に基づき放置車両の処分を行うことができる。

(この規程に定めない事項)

第 2 3 条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理するものとする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。